

## 茅ヶ崎市アスリート応援金支給要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会であって、市長が別に定めるものをいう。次条において同じ。）に出場する者に敬意を表するとともに、その活躍を期待して激励するために支給する茅ヶ崎市アスリート応援金（以下「応援金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (支給対象者)

第2条 市長は、次に掲げる者のうち、国際競技大会に出場する者であって、その競技活動が本市のスポーツの振興に特に寄与すると認められる者に対し、応援金を支給する。ただし、当該者が、応援金を支給しようとする日の属する年度と同一の年度又は当該年度の前年度に応援金の支給を受けたことがある者である場合には、当該支給を受けた年度及び当該年度の翌年度においては、応援金を支給しない。

(1) 市民（本市の出身である者を含む。次条において同じ。）

(2) 団体（競技活動の主たる拠点を市内に有するものに限る。次条において同じ。）

### (応援金の額)

第3条 応援金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 市民 100,000円

(2) 団体 200,000円

### (補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、応援金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和5年9月29日から施行する。